No.1

平成２８年第３回

戸田市議会定例会議案

埼玉県戸田市

目　　次

報告第　４号　専決処分の承認を求めることについて……１頁

報告第　５号　専決処分の承認を求めることについて……５頁

報告第　６号　専決処分の承認を求めることについて……８頁

報告第　７号　平成２７年度戸田市一般会計繰越明許費繰越計算書の
報告について……１６頁

報告第　８号　平成２７年度戸田市国民健康保険特別会計繰越明許費
繰越計算書の報告について……１７頁

報告第　９号　平成２７年度戸田市新曽第一土地区画整理事業特別会計
繰越明許費繰越計算書の報告について……１８頁

報告第１０号　平成２７年度戸田市介護保険特別会計繰越明許費繰越
計算書の報告について……１９頁

報告第１１号　平成２７年度戸田市新曽第二土地区画整理事業特別会計
繰越明許費繰越計算書の報告について……２０頁

報告第１２号　平成２７年度戸田市後期高齢者医療特別会計繰越明許費
繰越計算書の報告について……２１頁

報告第１３号　平成２７年度戸田市下水道事業会計予算繰越計算書の
報告について……２２頁

報告第１４号　平成２７年度戸田市一般会計事故繰越し繰越計算書の
報告について……２３頁

議案第６２号　戸田市外部評価委員会条例……２４頁

議案第６３号　戸田市宅地開発事業等指導条例……２６頁

議案第６４号　戸田市空家等対策審査会条例……４６頁

議案第６５号　戸田市行政手続における特定の個人を識別するための
番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び
特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例……４８頁

議案第６６号　戸田市特別職の職員で非常勤の者等の報酬及び費用弁償
に関する条例の一部を改正する条例……５０頁

議案第６７号　戸田市税条例等の一部を改正する条例……５１頁

議案第６８号　戸田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を
定める条例の一部を改正する条例……５８頁

議案第６９号　戸田市子どものための教育・保育給付に関する条例の
一部を改正する条例……５９頁

議案第７０号　戸田市立介護老人保健施設条例の一部を改正する条例……６０頁

議案第７１号　戸田市奨学資金条例等の一部を改正する条例……６１頁

議案第７２号　戸田市いじめ問題調査委員会条例の一部を改正する条例……６３頁

議案第７３号　調停の申立て等について……６４頁

議案第７４号　平成２８年度戸田市一般会計補正予算（第２号）……別冊 No. 2

議案第７５号　平成２８年度戸田市国民健康保険特別会計補正予算（第
１号）……別冊 No. 2

議案第７６号　平成２８年度戸田市海外留学奨学事業特別会計補正予算
（第１号）……別冊 No. 2

報告第４号

専決処分の承認を求めることについて

戸田市税条例等の一部を改正する条例(平成２８年条例第１９号)について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成２８年６月３日提出

戸田市長　神　保　国　男

専決第２号

専　決　処　分　書

次の事項について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、専決処分する。

戸田市税条例等の一部を改正する条例（別紙）

平成２８年３月３１日

戸田市長　神　保　国　男

戸田市税条例等の一部を改正する条例

（戸田市税条例の一部改正）

第１条　戸田市税条例（昭和３５年条例第１号）の一部を次のように改正する。

第４０条中「又は第１２号の固定資産」を「若しくは第１２号の固定資産又は同項第１６号の固定資産（独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。）」に、「独立行政法人労働者健康福祉機構」を「独立行政法人労働者健康安全機構」に改める。

附則第８条の３第９項第５号中「費用」の次に「及び令附則第１２条第３６項に規定する補助金等」を加える。

附則第２２条、第２４条及び第２５条中「第２０項」を「第１９項」に改める。

（戸田市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第２条　戸田市税条例の一部を改正する条例（平成２７年条例第３６号）の一部を次のように改正する。

附則第６条第３項の表第８０条第１項の項中「第３４号の２様式」を「施行規則第３４号の２様式」に改め、「第１条」を削り、同表第８０条第２項の項中「第３４号の２の２様式」を「施行規則第３４号の２の２様式」に改め、同表第８０条第３項の項中「第３４号の２の６様式」を「施行規則第３４号の２の６様式」に改め、同表第８０条第４項の項中「第３４号の２様式」を「施行規則第３４号の２様式」に改め、同条第７項の表第８２条の２の項中「第８２条の２」を「第８２条の２第１項」に改め、同条第１０項の表第７項の表以外の部分の項中「第４項」を「第４項の」に、「第９項」を「第９項の」に、「から」を「同項から前項まで」に、「、第５項及び」を「同項、第５項及び前項」に改め、同表第７項の表第８２条の２の項の項中「第８２条の２」を「第８２条の２第１項」に改め、同条第１２項の表第７項の表以外の部分の項中「第４項」を「第４項の」に、「第１１項」を「第１１項の」に、「から」を「同項から前項まで」に、「、第５項及び」を「同項、第５項及び前項」に改め、同表第７項の表第８２条の２の項の項中「第８２条の２」を「第８２条の２第１項」に改め、同条第１４項の表第７項の表以外の部分の項中「第４項」を「第４項の」に、「第１３項」を「第１３項の」に、「から」を「同項から前項まで」に、「、第５項及び」を「同項、第５項及び前項」に

改め、同表第７項の表第８２条の２の項中「第８２条の２」を「第８２条の２第１項」に改める。

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、平成２８年４月１日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第２条　別段の定めがあるものを除き、第１条の規定による改正後の戸田市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、平成２８年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成２７年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

２　新条例附則第８条の３第９項第５号の規定は、平成２８年４月１日以後に改修される地方税法等の一部を改正する等の法律（平成２８年法律第１３号）第１条の規定による改正後の地方税法（昭和２５年法律第２２６号）附則第１５条第９項に規定する熱損失防止改修住宅又は同条第１０項に規定する区分所有に係る家屋に対して課する固定資産税について適用する。

報告第５号

専決処分の承認を求めることについて

戸田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（平成２８年条例第２０号）について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成２８年６月３日提出

戸田市長　神　保　国　男

専決第３号

専　決　処　分　書

次の事項について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、専決処分する。

戸田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（別紙）

平成２８年３月３１日

戸田市長　神　保　国　男

戸田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

戸田市国民健康保険税条例（昭和３８年条例第３８号）の一部を次のように改正する。

第２１条第２号中「２６万円」を「２６５，０００円」に改め、同条第３号中「４７万円」を「４８万円」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成２８年４月１日から施行する。

（適用区分）

２　改正後の戸田市国民健康保険税条例の規定は、平成２８年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成２７年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

報告第６号

専決処分の承認を求めることについて

平成２８年度戸田市一般会計補正予算（第１号）について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成２８年６月３日提出

戸田市長　神　保　国　男

専決第４号

専　決　処　分　書

次の事項について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、専決処分する。

平成２８年度戸田市一般会計補正予算（第１号）

平成２８年５月１８日

戸田市長　神　保　国　男

平成２８年度戸田市一般会計補正予算（第１号）

平成２８年度戸田市の一般会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳出予算の補正）

第１条　歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第１表　歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第２条　債務負担行為の追加は、「第２表　債務負担行為補正」による。

第 1 表　歳出予算補正

歳　出　　（単位：千円）

一般

款	項	補正前の額	補正額	計
10 教育費		5,203,563	519	5,204,082
	5 体育費	327,386	519	327,905
14 予備費		60,000	△519	59,481
	1 予備費	60,000	△519	59,481
歳出合計		47,253,000	0	47,253,000

第 2 表　債 務 負 担 行 為 補 正

追　加

（単位：千円）

事　　項	期　　間	限　　度　　額	一般
訴訟事務委託料	平成28年度～ 訴訟契約終了年度	訴訟契約により決定した額	

歳出補正予算事項別明細書

1 総 括

（歳 出）

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
10教育費	5,203,563	519	5,204,082				519
14予備費	60,000	△519	59,481				△519
歳出合計	47,253,000	0	47,253,000				0

2 歳　出

（款）10 教育費　　（項）5 体育費

（単位：千円）

一般

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国県支出金	地方債	その他	一般財源	節 区分	金額	説明
4スポーツセンター費	208,891	519	209,410				519	13委託料	519	
							519			1. スポーツセンター管理運営費 （文化スポーツ課） 519 13委託料 519 既定額 196,530 補正額 519 ・訴訟事務
計	327,386	519	327,905				519			

（款）10 教育費　　（項）5 体育費

（款）14 予備費　　（項）1 予備費

1予備費	60,000	△519	59,481				△519			
計	60,000	△519	59,481				△519			

（款）14 予備費　　（項）1 予備費

債務負担行為で平成29年度以降にわたるものについての平成27年度末までの
支出額及び平成28年度以降の支出予定額等に関する調書

（追　加）

（単位：千円）

事　　項	限度額	平成27年度末までの支出額		平成28年度以降の支出予定額		左の財源内訳				備考
						特定財源			一般財源	
		期　間	金　額	期　間	金　額	国県支出金	地方債	その他		
訴訟事務委託料 （平成２８年度）	訴訟契約により決定した額			平成28年度～ 訴訟契約終了年度	限度額に同じ				限度額に同じ	

一般

報告第７号

平成２７年度戸田市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１４６条第２項の規定により、次のとおり報告する。

平成２７年度戸田市一般会計繰越明許費繰越計算書

（単位：円）

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳			
					既収入特定財源	未収入特定財源		一般財源
						国県支出金	地方債	
2 総務費	1 総務管理費	国民年金システム改修業務委託	1,900,000	1,900,000		621,000		1,279,000
		地域イントラネット事業	69,643,000	69,643,000		15,250,000		54,393,000
	3 戸籍住民基本台帳費	通知カード・個人番号カード関連事務委任交付金	37,087,000	30,148,000		30,148,000		
3 民生費	1 社会福祉費	国民健康保険特別会計繰出金（国民健康保険システム改修業務委託）	8,700,000	8,700,000		1,944,000		6,756,000
		障害福祉システム改修業務委託	9,900,000	9,900,000		1,889,000		8,011,000
		介護保険特別会計繰出金（介護保険システム改修業務委託）	8,600,000	8,600,000		2,276,000		6,324,000
		後期高齢者医療特別会計繰出金（後期高齢者医療制度システム改修業務委託）	3,500,000	3,500,000		848,000		2,652,000
		年金生活者等支援臨時福祉給付金事業	401,648,000	401,648,000		401,648,000		
	2 児童福祉費	こどもに関する医療・手当システム改修業務委託	4,600,000	4,600,000		1,081,000		3,519,000
		子ども・子育て支援システム改修業務委託（多子世帯保育料軽減対応）	1,880,000	1,880,000		939,000		941,000
		子ども・子育て支援システム改修業務委託（マイナンバー対応）	3,000,000	3,000,000		705,000		2,295,000
	3 生活保護費	生活保護システム改修業務委託	3,500,000	3,500,000		848,000		2,652,000
4 衛生費	1 保健衛生費	保健情報システム改修業務委託	2,300,000	2,300,000		591,000		1,709,000
5 労働費	1 労働諸費	女性就労応援事業	40,065,000	40,065,000		40,065,000		
8 土木費	3 河川費	辺島橋架替事業	23,696,000	23,696,000				23,696,000
	4 都市計画費	都市計画道路前谷馬場線整備事業	9,241,000	8,088,126				8,088,126
10 教育費	1 教育総務費	戸田市私立幼稚園保育料等補助金算定システム改修業務委託	1,620,000	1,620,000		810,000		810,000

平成２８年６月３日提出

戸田市長　神　保　国　男

報告第８号

平成２７年度戸田市国民健康保険特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１４６条第２項の規定により、次のとおり報告する。

平成２７年度戸田市国民健康保険特別会計繰越明許費繰越計算書

（単位：円）

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	繰入金	
1 総務費	1 総務管理費	国民健康保険システム改修業務委託	8,700,000	8,700,000				8,700,000	

平成２８年６月３日提出

戸田市長　神　保　国　男

報告第９号

平成２７年度戸田市新曽第一土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１４６条第２項の規定により、次のとおり報告する。

平成２７年度戸田市新曽第一土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書

（単位：円）

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳			
					既収入特定財源	未収入特定財源		一般財源
						国県支出金	地方債	
3 事業費	1 事業費	宅地整備事業	20,103,000	17,372,480				17,372,480

平成２８年６月３日提出

戸田市長　神　保　国　男

報告第１０号

平成２７年度戸田市介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１４６条第２項の規定により、次のとおり報告する。

平成２７年度戸田市介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書

（単位：円）

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	繰入金	
1 総務費	1 総務管理費	介護保険システム改修業務委託	8,600,000	8,600,000				8,600,000	

平成２８年６月３日提出

戸田市長　神　保　国　男

報告第１１号

平成２７年度戸田市新曽第二土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１４６条第２項の規定により、次のとおり報告する。

平成２７年度戸田市新曽第二土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書

（単位：円）

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳			
					既収入特定財源	未収入特定財源		一般財源
						国県支出金	地方債	
3 事業費	1 事業費	建築物等補償事業費	108,317,000	63,021,785		17,000,000		46,021,785
		宅地整備事業	18,884,000	11,714,000				11,714,000

平成２８年６月３日提出

戸田市長　神　保　国　男

報告第１２号

平成２７年度戸田市後期高齢者医療特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１４６条第２項の規定により、次のとおり報告する。

平成２７年度戸田市後期高齢者医療特別会計繰越明許費繰越計算書

（単位：円）

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	繰入金	
1 総務費	2 徴収費	後期高齢者医療制度システム改修業務委託	3,500,000	3,500,000				3,500,000	

平成２８年６月３日提出

戸田市長　神　保　国　男

報告第１３号

平成２７年度戸田市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号）第２６条第３項の規定により、次のとおり報告する。

平成２７年度戸田市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第２６条第１項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						企業債	国県支出金	当年度損益勘定留保資金			
1　資本的支出	1　建設改良費	雨水第３号公共下水道築造工事	円 43,583,400	円 0	円 43,583,400	円 43,500,000	円 0	円 83,400	円 0	円 0	他企業において実施する移設工事が遅延したことにより、工期の延長が必要となったため。
		雨水第３号公共下水道築造工事に伴うガス管移設補償費	円 3,500,000	円 0	円 3,500,000	円 0	円 0	円 3,500,000	円 0	円 0	他企業において実施する移設工事が遅延したことにより、移設補償費の支払いの時期について変更が必要となったため。

平成２８年６月３日提出

戸田市長　神　保　国　男

報告第１４号

平成２７年度戸田市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１５０条第３項の規定により、次のとおり報告する。

平成２７年度戸田市一般会計事故繰越し繰越計算書

（単位：円）

款	項	事業名	支出負担行為額	左の内訳		支出負担行為予定額	翌年度繰越額	左の財源内訳			説明
				支出済額	支出未済額			既収入特定財源	未収入特定財源 国県支出金	一般財源	
1 議会費	1 議会費	訴訟事務委託料	220,000		220,000		220,000			220,000	平成２６年１１月４日付けで委任契約を締結し、平成２７年度に繰越明許した訴訟事務について、平成２７年度中に結審しないこととなったため。
8 土木費	1 土木管理費	道路照明灯設置工事	4,287,600		4,287,600		4,287,600			4,287,600	本工事施工箇所への接続電源となる東京電力株式会社の通電作業が、繁忙期と重なり、平成２８年４月末施工となったことから、点灯確認ができないため。
10 教育費	5 体育費	訴訟事務委託料	540,000	216,000	324,000		324,000			324,000	市に対する損害賠償請求が提起され、平成２７年４月１６日付けで訴訟に係る委任契約を締結したが、判決日が平成２８年４月１５日となり、年度内に契約内容が完了しないため。

平成２８年６月３日提出

戸田市長　神　保　国　男

議案第６２号

戸田市外部評価委員会条例

（設置及び目的）

第１条　市が実施する行政評価について、市民等の外部の視点で評価することにより、客観性及び透明性を確保するとともに、職員の行政評価に係る能力の向上を図るため、戸田市外部評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事項）

第２条　委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1)　市が実施した行政評価の評価を行うこと。

(2)　行政評価制度の改善に関すること。

(3)　その他行政評価の評価に関し必要な事項

（組織）

第３条　委員会は、委員７人以内をもって組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1)　学識経験者

(2)　市内企業経営者

(3)　市民又は市民活動団体関係者

(4)　その他市長が必要と認める者

（任期）

第４条　委員の任期は、委嘱の日から翌年度の末日までとし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第５条　委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

２　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

２　会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

３　会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長

の決するところによる。

４　委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し会議への出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第７条　委員会の庶務は、総務部経営企画課において処理する。

（委任）

第８条　この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附　則

この条例は、平成２８年７月１日から施行する。

平成２８年６月３日提出

戸田市長　神　保　国　男

議案第６３号

戸田市宅地開発事業等指導条例

目次

第１章　総則（第１条―第５条）
第２章　手続（第６条―第１８条）
第３章　基準（第１９条）
第４章　雑則（第２０条―第２４条）
第５章　罰則（第２５条・第２６条）
附則

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、市内で行われる宅地開発事業等に関する手続及び基準を定めることにより、良好な都市環境の形成を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　建築行為　建築物の建築又は特定工作物の建設をいう。

(2)　中高層建築物　戸田市中高層建築物等の建築に係る紛争の防止と調整に関する条例（平成１６年条例第１６号）第２条第２項第１号に規定する中高層建築物をいう。

(3)　大規模建築物　戸田市中高層建築物等の建築に係る紛争の防止と調整に関する条例第２条第２項第２号に規定する大規模建築物をいう。

(4)　中高層建築物等　中高層建築物及び大規模建築物をいう。

(5)　宅地開発事業　開発区域の面積が５００平方メートル以上の開発行為又は建築行為をいう。

(6)　宅地開発事業等　次に掲げるものをいう。

ア　宅地開発事業

イ　中高層建築物等の建築

(7)　開発区域　宅地開発事業等に係る土地の区域をいう。ただし、次に掲げるもののいずれかに該当する場合は、その区域の全体を一つの開発区域とみなす。

ア　事業者が、一団の土地（一体的な利用がなされていた土地及び所有者

が同一であった土地をいう。）又は隣接した土地において、同時に又は引き続いて宅地開発事業等を実施し、全体として一体的な土地の利用又は造成を行うことが見込まれる場合

イ　宅地開発事業等が実施された土地に隣接する土地において、当該事業の完了の日の翌日から起算して１年以内に、同一の又は共同性を有する事業者が新たに宅地開発事業等を実施する場合

(8)　公共施設等　道路、公園、排水施設、防火貯水槽、教育施設、社会福祉施設、交通安全施設その他の公共の用に供する施設をいう。

(9)　事業者　本市内で宅地開発事業等を行う者又は行おうとする者をいう。

(10)　近隣住民　宅地開発事業等に係る利害関係者をいう。

(11)　接続先道路　開発区域が接する開発区域外の道路をいい、自動車の出入口を設ける場合は、自動車の利用に供する取付道路を連結させる道路又は自動車の出入口を設置する道路をいう。

(12)　取付道路　開発区域から接続先道路に取り付ける道路をいう。

(13)　住宅系の建設事業　住宅、共同住宅、寄宿舎その他これらに類する建築物の建築事業をいう。

(14)　住居系地域　都市計画法（昭和４３年法律第１００号）に規定する第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域をいう。

(15)　商業地域等　都市計画法に規定する商業地域及び近隣商業地域をいう。

２　前項に定めるもののほか、この条例における用語の意義は、都市計画法及び建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）に定めるところによる。

（市の責務）

第３条　市は、良好な都市環境の形成を実現するため、事業者に対し宅地開発事業等に関する情報を発信するとともに、適切な助言又は指導を行わなければならない。

（事業者の責務）

第４条　事業者は、宅地開発事業等を行うに当たり、良好な都市環境を損なわないよう、この条例その他法令等の規定を遵守するとともに、自らの責任と負担において、その環境への影響を軽減し、近隣住民との良好な関係を保持するため、必要な措置を講じなければならない。

（適用除外）

第５条　次に掲げる宅地開発事業等については、この条例の規定は、適用しない。

(1)　事業者が自己の居住の用に供する一戸建ての住宅の建築

(2)　建築基準法第８５条に規定する仮設建築物の建築

(3)　規則で定める軽微な建築行為

(4)　前３号に掲げるもののほか、市長が認めるもの

第２章　手続

（標識の設置）

第６条　事業者は、宅地開発事業等の計画（以下「事業計画」という。）の概要等を記載した標識（以下「事業計画標識」という。）を、次に掲げる基準により当該開発区域の見やすい場所に設置しなければならない。ただし、戸田市中高層建築物等の建築に係る紛争の防止と調整に関する条例第９条の規定により標識を設置した場合は、この限りでない。

(1)　中高層建築物等の建築にあっては、事業計画事前協議書（以下「事前協議書」という。）を提出する３０日前まで

(2)　前号に掲げる以外の宅地開発事業等にあっては、事前協議書を提出する１５日前まで

２　事業者は、事業計画標識を設置したときは、設置した日の翌日から起算して３日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

３　事業計画標識は、宅地開発事業等の完了の日まで設置しなければならない。

（各課協議）

第７条　事業者は、宅地開発事業等を行うに当たり、次章に定めるところにより市長と協議しなければならない。

（近隣住民への説明等）

第８条　事業者は、近隣住民から宅地開発事業等に関する説明を求められたときは、事業計画を速やかに説明しなければならない。ただし、戸田市中高層建築物等の建築に係る紛争の防止と調整に関する条例第１０条第２項の規定により当該事業計画を説明している場合は、この限りでない。

２　事業者は、前項の規定により説明を行ったときは、その旨を市長に報告しなければならない。

（事前協議書）

第９条　事業者は、第７条の規定による協議が完了したときは、事前協議書に

規則で定める関係図書を添えて市長に提出しなければならない。

2　事前協議書は、次の各号のいずれかに掲げる手続をしようとする日のうちもっとも早い日までに提出しなければならない。

(1)　建築基準法第６条第１項又は第６条の２第１項に規定する確認を受けるための書類の提出

(2)　建築基準法第１８条第２項に規定する計画の通知

(3)　建築基準法又は都市計画法の規定に基づく認定又は許可の申請

（適合通知書）

第１０条　市長は、事前協議書の提出があったときは、その提出があった日から起算して３０日以内にその内容について審査し、事前協議書に基づく事業計画が本条例に適合していると認めるときは、事業計画適合通知書（以下「適合通知書」という。）を当該事業者に交付しなければならない。

2　市長は、適合通知書を通知することができない正当な理由があると認めるときは、その理由を付し、当該事業者に通知しなければならない。

（事業計画の変更）

第１１条　事業者は、適合通知書の交付を受けた後、事業計画の変更をしたときは、変更協議書を市長に提出しなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更をする場合は、この限りでない。

2　市長は、事業者から提出された変更協議書に基づく事業計画が本条例に適合していると認めたときは、変更適合通知書を当該事業者に交付しなければならない。

3　事業者は、第１項ただし書の変更をしたときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

4　第７条から第９条第１項まで、前条、次条並びに第１５条第１項及び第２項の規定は、事業計画の変更について準用する。この場合において、第９条第１項中「事前協議書」とあるのは「変更協議書」と、前条第１項中「事前協議書」とあるのは「変更協議書」と、「事業計画適合通知書（以下「適合通知書」とあるのは「事業変更計画適合通知書（以下「変更適合通知書」と、次条中「適合通知書」とあるのは「変更適合通知書」と、第１５条第１項及び第２項中「事前協議書」とあるのは「変更協議書」と読み替えるものとする。

（工事の着手の制限）

第１２条　事業者は、適合通知書の交付を受けた日以後でなければ、宅地開発事業等の工事（以下「工事」という。）に着手してはならない。

（工事の施工及び維持管理）

第１３条　事業者は、工事の施工に当たっては、第７条又は第１１条第１項の規定により市長と協議した内容を遵守しなければならない。

２　事業者は、第１５条第２項に規定する検査済証の交付の日以後、当該開発区域の敷地及び施設並びに土地の利用に関して、適正に維持管理するよう努めなければならない。

（工事着手届及び工事完了届）

第１４条　事業者は、工事に着手したときは、当該工事に着手した日の翌日から起算して７日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

２　事業者は、工事が完了したときは、当該工事が完了した日の翌日から起算して７日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

（検査）

第１５条　市長は、事業者から前条第２項に規定する届出があったときは、当該工事が事前協議書に基づく事業計画の内容に適合しているか完了検査を実施しなければならない。

２　市長は、前項の規定による完了検査の結果、当該工事が事前協議書に基づく事業計画の内容に適合していると認めるときは検査済証を、適合していないと認めるときはその是正すべき内容、理由及び是正の期限を記載した通知書を事業者に交付しなければならない。

３　市長は、必要があると認めるときは、中間検査を実施することができる。

（事業者の承継）

第１６条　事業者について一般承継（相続又は合併をいう。）又は特定承継（事業者から当該開発区域内の土地の所有権その他当該開発事業に関する工事を施行する権原を取得することをいう。）があったときは、この条例に基づき被承継人が行った行為は相続人その他の一般承継人又は特定承継人（以下「相続人等」という。）が行った行為と、被承継人について行われた行為は相続人等について行われたものとみなす。

２　事業者について一般承継又は特定承継があったときは、当該相続人等は、その旨を市長に速やかに届け出なければならない。

（施設引渡し）

第１７条　事業者は、第１５条第１項の完了検査後、市に引き渡す公共施設等があるときは、施設引渡書を市長に速やかに提出しなければならない。

（事業の中止）

第１８条　事業者は、宅地開発事業等を中止したときは、その旨を市長に速やかに届け出なければならない。

第３章　基準

第１９条　宅地開発事業等の基準は、別表に定めるとおりとする。

第４章　雑則

（立入調査）

第２０条　市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者から工事その他の状況について報告若しくは資料の提出を求め、又は市職員に当該工事の開発区域に立ち入らせ、調査させることができる。

２　市職員は、前項の規定により開発区域に立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者から求められた場合は、これを提示しなければならない。

３　第１項に規定する立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（勧告）

第２１条　市長は、事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該事業者に対し必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(1)　事業計画標識を設置しないとき。

(2)　第７条又は第１１条第１項に規定する協議を行わないとき。

(3)　適合通知書の交付前に工事に着手したとき。

(4)　第１３条第１項の規定に違反したとき。

(5)　前条第１項に規定する工事その他の状況について報告、資料の提出又は立入調査に応じないとき。

（命令）

第２２条　市長は、事業者が前条の規定による勧告に従わないときは、当該事業者に対し工事その他の行為の停止を命じ、又は相当の期限を定め是正するための必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

（公表）

第２３条　市長は、事業者が前条の規定による命令に従わないときは、当該事

業者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに命令に違反した事実その他規則で定める事項を公表することができる。

２　市長は、前項の規定により公表するときは、当該公表に係る事業者に意見を述べる機会を与えなければならない。

（委任）

第２４条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第５章　罰則

第２５条　第２２条の規定による市長の命令に違反した事業者（第２１条第３号に該当する場合に限る。）又は偽りその他の不正な手段により適合通知書、変更適合通知書若しくは検査済証の交付を受けた事業者は、６月以下の懲役又は５０万円以下の罰金に処する。

（両罰規定）

第２６条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員がその法人又は人の業務に関し前条に規定する違反行為をしたときは、その違反行為をした者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の罰金刑を科する。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成２９年１月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の日前に戸田市宅地開発等指導要綱の規定により事業計画適合通知書の交付を受けた宅地開発事業等については、なお従前の例による。

別表（第１９条関係）

項目		基準
1	住居系地域内の倉庫建設	事業者は、住居系地域内において倉庫を建設するときは、次に掲げる要件を満たすこと。 (1)　騒音、振動、臭気等（以下「公害」という。）の発生の防止について、事前に開発区域に隣接する土地の住民と協議し、必要な対策を講ずること。 (2)　前号の規定により協議したときは、協議結果報告書により当該協議内容を市長に報告すること。

2	工業地域内の住宅系の建設事業	事業者は、工業地域内において住宅系の建設事業を行うときは、次に掲げる要件を満たすこと。 (1) 開発区域に隣接する土地に工場等があるとき（当該開発区域との間に道路を挟む場合を含む。）は、当該工場等の関係者と公害について事前に協議すること。 (2) 前号の規定により協議したときは、協議結果報告書により当該協議内容を市長に報告すること。 (3) 第１号の規定により協議したときは、その内容について当該工場等の関係者と協定を結ぶよう努めること。 (4) 当該建設事業に係る建築物等を購入し、又は賃借する者に対し、当該建築物等の周辺が工業地域であること、第１号の規定による協議の内容、前号の規定による協定の内容等を、当該建築物等に係る不動産契約における重要事項説明書等に明記し、周知すること。
3	商業地域等の区域内の建設事業	事業者は、商業地域等の区域内に中高層建築物等を建設するときは、店舗又は事務所の設置について、市長と協議すること。この場合において、都市計画法の規定により地区計画等が定められている場合は、当該地区計画等の内容によること。
4	単身用の共同住宅の建設事業	事業者は、単身用住宅を建設するときは、次に掲げる要件を満たすこと。 (1) 市長が別に定める基準により、施設の管理及び近隣住民との関係について適正に対処すること。 (2) 市長が別に定める基準により、必要事項を明示した表示板を、当該建築物の出入口の見やすい場所に設置すること。 (3) 市長が別に定める基準により、管理規約を定め、入居者に遵守させること。 (4) 単身寮に関しては、管理計画、管理者及び入居者

<table>
<tr><td></td><td></td><td>が明確であること。
(5)　単身寮に関しては、戸数又は室数に応じ、談話室、集会室その他の共用施設を設置すること。</td></tr>
<tr><td>5</td><td>境界</td><td>事業者は、開発区域と隣接する土地（道路等を含む。）について、実地調査、測量その他の境界を明らかにするために必要な調査を行った上で、境界を明らかにすること。</td></tr>
<tr><td>6</td><td>接続先道路の幅員</td><td>事業者は、次に定めるとおり開発区域の接続先道路の幅員を確保すること。ただし、都市計画法の規定による許可を受けなければならない場合は、同法に規定する基準を満たすこと。
<table>
<tr><th></th><th>開発区域の面積</th><th>主たる接続先道路の幅員</th></tr>
<tr><td rowspan="5">住宅系の建設事業</td><td>３，０００平方メートル未満</td><td>４メートル以上</td></tr>
<tr><td>３，０００平方メートル以上６，０００平方メートル未満</td><td>５．５メートル以上</td></tr>
<tr><td>６，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満</td><td>６メートル以上</td></tr>
<tr><td>１０，０００平方メートル以上２０，０００平方メートル未満</td><td>７．５メートル以上</td></tr>
<tr><td>２０，０００平方メートル以上</td><td>９メートル以上</td></tr>
<tr><td rowspan="3">その他</td><td>３，０００平方メートル未満</td><td>５．５メートル以上</td></tr>
<tr><td>３，０００平方メートル以上６，０００平方メートル未満</td><td>６メートル以上</td></tr>
<tr><td>６，０００平方メートル以上１０，０００平方</td><td>６．５メートル以上</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

			メートル未満	
			１０，０００平方メートル以上	９メートル以上
7	取付道路	事業者は、取付道路の設置について、次に掲げる要件を満たすこと。 (1)　電柱その他交通に支障があるものは、設置しないこと。 (2)　アスファルト舗装とすること。 (3)　取付道路の両側には、路面排水施設（Ｌ型側溝、ＬＵ型側溝等）を設け、流末施設に接続させること。 (4)　取付道路に水路が面しているときは、耐久性資材による崩壊防止施設、防護柵その他の危険防止のための施設を設置すること。 (5)　市道の復旧は、現状復旧とし、市長が別に定める基準により施工すること。		
8	自動車の出入口	１　事業者は、自動車の出入口を設置するときは、次に掲げる要件を満たすこと。 (1)　自動車の出入口の用に供する歩道部分は、車道タイプに道路組成を変更し、Ｌ型側溝、歩車道境界ブロック等の取替え又は補強が必要となる場合は、これも併せて行うこと。 (2)　出入口の設置箇所の数は、同一敷地内において１路線につき原則１箇所とすること。ただし、円滑な交通の妨げになる等の理由から特に必要と認められる場合であって、相互の間隔を原則として８メートル以上とするときは、設置箇所数を２箇所とすることができる。 (3)　出入口は、安全かつ円滑な交通に支障を及ぼさない場所に設置すること。 (4)　自動車の出入口の開口部の幅は、次に掲げる基準によること。		

		ア　小型自動車（４トン以下の車両）は、４メートル以下 イ　不特定多数の小型自動車は、６メートル以下 ウ　大型自動車（一般トレーラー等を含む。）は、８メートル以下 エ　アからウまでのいずれにも該当しない自動車は、軌跡図により判断し、決定するもの（最大値１２メートル） ２　事業者は、自動車の出入口部分の布設替えを行うときは、次に掲げる要件を満たすこと。 (1)　Ｌ型側溝及びＬＵ型側溝が布設されているところに出入口を設けるときは、切下げタイプに替えること。 (2)　歩車道境界ブロック等が布設されているところは、切下げタイプに替えること。 (3)　Ｕ字型側溝が布設されて車道対応になっていない箇所は、車道用蓋に替えること。 (4)　歩道部に平板ブロック及びインターロッキング舗装がされているときは、車道タイプの組成に替えること。この場合において、形状、色等は同等のものを使用すること。 (5)　大型自動車の出入口部分及び車両の出入りが多い箇所の側溝は重量車両に耐えうる製品に替えること。
９	防犯灯	事業者は、防犯灯の設置に関し、次に掲げる基準を満たすこと。 １　接続先道路への防犯灯の設置 (1)　接続先道路の総延長が２５メートル以上あるときは、公道を照らす防犯灯（蛍光灯４０ワット相当以上。原則独立ポール式）を開発区域内に設置すること。この場合において、当該接続先道路に既設の道路照明灯、戸田市防犯灯等があるときは、別途市長と協議す

<table>
<tr><td></td><td></td><td>
ること。
(2)　設置基数は、接続先道路の総延長２５メートルにつき１基の割合とし、設置位置を土地利用計画図に図示すること。
(3)　宅地造成及び土地区画整理事業地区内における開発の場合には、別途市長と協議すること。
２　駐車施設用の防犯灯の設置
(1)　開発区域内に５台以上の自動車駐車施設を設けるときは、駐車施設用の防犯灯（蛍光灯４０ワット相当以上）を当該施設内に設置すること。この場合において、立体式の自動車駐車施設を設けるときは、別途市長と協議すること。
(2)　設置基数は、自動車駐車施設の計画台数５台につき１基の割合とし、設置位置を土地利用計画図に図示すること。
(3)　宅地造成及び土地区画整理事業地区内における開発の場合には、別途市長と協議すること。
３　その他
上記１・２の基準により難い特別な事情があるときは、駐車施設全体を平面照度３ルクス以上確保することとし、別途光源図等を作成して提出すること。
</td></tr>
<tr><td>１０</td><td>交通安全施設</td><td>事業者は、道路管理者が交通安全上必要と認める場所に交通安全施設を設置すること。</td></tr>
<tr><td>１１</td><td>自動車の駐車施設</td><td>
事業者は、次に定めるとおり自動車の駐車施設を設置すること。
<table>
<tr><th colspan="4">自動車の駐車施設</th></tr>
<tr><th>用途地域区分</th><th>種類</th><th>基準台数</th><th>隔地の駐車場要件</th></tr>
<tr><td>商業地域及び近隣商</td><td>住宅</td><td>ア　計画戸数の２分の１以上の台数</td><td>２分の１以上確保したときは、５００メートル以内の隔</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

業地域		イ　来客用として１００戸につき１台以上（１００戸未満は、１台以上）の台数	地でも可。ただし、来客用は、隔地を認めない。
	住宅以外	８０平方メートルにつき１台以上の台数	
商業地域及び近隣商業地域以外	住宅	ア　計画戸数の台数 イ　来客用として１００戸に１台以上（１００戸未満は、１台以上）の台数	３分の２以上確保したときは、５００メートル以内の隔地でも可。ただし、来客用は、隔地を認めない。
	住宅以外	１００平方メートルにつき１台以上の台数	
全用途地域	単身用住宅、社会福祉施設、店舗付住宅等	別途市長と協議して決めた台数。この場合において、来客用は原則として隔地を認めない。	

備考

1　自動車の駐車施設の規格は、幅２．３メートル以上、奥行５メートル以上とすること。

2　自動車の駐車場は、原則として開発区域内に確保することとし、やむを得ず開発区域内に基準台数が確保でき

<table>
<tr><td></td><td></td><td>ないときは、市長と協議すること。
3　出口（自動車の車路の路面が道路の路面に接する部分をいう。）には、停止線又は「とまれ」の標示等、安全措置に努めること。</td></tr>
<tr><td>１２</td><td>自転車の駐車施設</td><td>事業者は、次に定めるとおり自転車の駐車施設を設置すること。
<table>
<tr><td colspan="3">自転車の駐車施設</td></tr>
<tr><td>用途地域区分</td><td>種類</td><td>基準台数</td></tr>
<tr><td rowspan="2">全用途地域</td><td>住宅</td><td>１戸につき２台以上の台数。ただし、単身用は、１戸につき１台以上の台数</td></tr>
<tr><td>住宅以外</td><td>別途市長と協議して決めた台数</td></tr>
</table>
備考
自転車の駐車施設の規格は、幅０．６メートル以上、奥行２メートル以上とすること。</td></tr>
<tr><td>１３</td><td>緑化</td><td>事業者は、次に定めるとおり緑化面積を設けること。
<table>
<tr><td>開発区域の面積</td><td>緑化面積</td></tr>
<tr><td>５００平方メートル以上１，０００平方メートル未満</td><td>開発区域の面積の６パーセント以上</td></tr>
<tr><td>１，０００平方メートル以上３，０００平方メートル未満</td><td>開発区域の面積の１０パーセント以上</td></tr>
<tr><td>３，０００平方メートル以上</td><td>開発区域の面積の１０パーセント以上。ただし、ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例（昭和５４年埼玉県条例第１０号）に該当する場合は、当該条例の規定によるものとする。この場合において、事業者は、市長が別に定める基準に</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

		より書類を提出すること。
１４	公園及び広場	事業者は、住宅系の建設事業又は市長が特に必要と認める事業を行うときは、次に定めるとおり公園及び広場を設けること。 開発区域の面積：公園又は広場の面積 ２，０００平方メートル以上３，０００平方メートル未満：開発区域の面積の３パーセント以上 ３，０００平方メートル以上：開発区域の面積の６パーセント以上
１５	消防水利施設	事業者は、宅地開発事業等の規模、消防水利の基準（昭和３９年消防庁告示第７号）別表に定める距離及び既存の消防水利施設の状況に応じ、市長が別に定める基準により消防水利施設を設置すること。
１６	消防用活動施設	事業者は、地階を除く階数が４以上又は軒高１０メートルを超える建築物を建設するときは、次に掲げる消防用活動施設を市長が別に定める基準により設置すること。 (1)　はしご車の進入路及び消防活動に必要な消防用活動空地 (2)　前号以外の消防用活動施設
１７	ごみ集積施設	事業者は、住宅系の建設事業において、一般ごみ置場及び粗大ごみ置場（以下「ごみ集積施設」という。）を設置するときは、次に掲げる基準を満たすこと。 (1)　ごみ集積施設は、公道に面した場所に設置するものとし、市長が別に定める基準を満たすこと。 (2)　ごみ集積施設は、次に掲げる構造とし、市長が別に定める基準を満たすこと。 ア　ごみ集積施設の面積は、次に定めるとおりとすること。

区分	戸数	ごみ集積施設の面積	
		一般ごみ置場	粗大ごみ置場
共同住宅（単身用）	１２戸以下	４平方メートル以上	任意
	１３戸以上３０戸以下	４平方メートル以上	１．５平方メートル以上
	３１戸以上	０．１平方メートル×戸数＋１平方メートル以上	一般ごみ置場の面積の３分の１以上
共同住宅（単身用以外）	６戸以下	４平方メートル以上	任意
	７戸以上１６戸以下	４平方メートル以上	１．５平方メートル以上
	１７戸以上	０．１８平方メートル×戸数＋１平方メートル以上	一般ごみ置場の面積の３分の１以上
戸建住宅	１６戸以下	４平方メートル以上	任意
	１７戸以上	０．１８平方メートル×戸数＋１平方メートル以上	

イ　ごみ集積施設の間口は、２メートル以上とすること。

ウ　ごみ集積施設は、三方をブロックで囲み、床をアスファルト等で舗装すること。

エ　共同住宅のごみ集積施設は、給排水設備を設置すること。

１８	集会スペ	１　事業者は、住宅系の建設事業（戸建住宅は除く。）を

	ース	行うときは、入居者が集会その他コミュニティ活動を行うために必要な２５平方メートル以上の延べ床面積を有する集会スペースを設けるよう努め、集会スペースには、入居者の情報共有を図るため、市からの広報物等を掲示するスペースを設けるよう努めること。この場合において、集会スペースは、事業者又は入居者が管理すること。 ２　事業者は、前項の集会スペースを設けるに当たり、次に掲げるときは、市長と協議すること。 (1)　計画戸数が５０戸未満のとき。 (2)　単身寮を建設するとき。
１９	上水道	事業者は、給水装置（配水管を含む。）について、水道法（昭和３２年法律第１７７号）、戸田市水道事業給水条例（昭和３８年条例第１１号）、戸田市水道事業給水条例施行規則（昭和３８年規則第４号）及び市長が別に定める基準により設計及び施工をすること。
２０	雨水処理	事業者は、雨水処理量を処理する浸透施設又は貯留施設を、市長が別に定める基準により設置すること。
２１	汚水及び雑排水の処理	１　事業者は、汚水及び雑排水（以下「汚水雑排水」という。）の処理について、市長が別に定める基準により設計及び施工をすること。 ２　事業者は、排水設備工事の設計及び施工に当たっては、その排水設備を下水道法（昭和３３年法律第７９号）、下水道法施行令（昭和３４年政令第１４７号）、戸田市下水道条例（昭和４７年条例第２１号）及び戸田市下水道条例施行規程（平成２６年管理規程第２号）に規定されている排水設備の設置及び構造の技術上の基準により設計及び施工をすること。この場合において、その他汚水雑排水の処理は、次に掲げる要件を満たした上で、設計及び施工をすること。 (1)　油脂、土砂、石こう、毛髪等を含む汚水雑排水を

		公共下水道に流入させるときは、阻集器、オイルトラップ等を設置し、その選定根拠が分かる書類を提出すること。 (2)　受水槽、ごみ置場、外流し(立水栓)等を設置するときは、その位置を明示し、汚水雑排水は汚水系統に接続すること。 (3)　地盤面より低いところに駐車場又は部屋を配置するときは、ポンプ設備を設けること。 (4)　臭気止め(トラップます)を必要に応じて設けること。 (5)　湧水が発生するときは、湧水処理等について市長と協議すること。 (6)　ディスポーザ排水処理システムを使用するときは、ディスポーザ排水処理システム設置等届出書を市長に提出すること。 (7)　使用予定がない既存の公共汚水ますは、取付管を含め撤去し、本管でキャップ止めをすること。ただし、合流地域のＬ型汚水ますは、蓋を雨水ますの蓋へ交換すること。
２２	文化財の保護	１　事業者は、文化財保護法（昭和２５年法律第２１４号)、埼玉県文化財保護条例（昭和３０年埼玉県条例第４６号）及び戸田市文化財保護条例（昭和４２年条例第１３号）により文化財の保護に努めること。 ２　事業者は、開発区域が周知の埋蔵文化財包蔵地又はその周辺地域であるかどうかを教育委員会に確認すること。 ３　事業者は、周知の埋蔵文化財包蔵地又はその周辺地域で宅地開発事業等を行うときは、教育委員会と協議し、埋蔵文化財の保護に努めること。 ４　事業者は、宅地開発事業等の施工中に埋蔵文化財を発見したときは、直ちに工事を中断し、現状を変更するこ

		となく、教育委員会と協議し必要な措置を講ずること。 5　事業者は、宅地開発事業等が埋蔵文化財以外の文化財に影響を及ぼすと認められるときは、その保護及び保全について教育委員会と協議すること。
２３	公害防止	事業者は、公害の発生の防止について、市長が別に定める基準により協議すること。
２４	防災対策	1　事業者は、１５メートル以上の建築物を建設する際、既存の防災行政無線の音達に影響が生じるときは、その音達の確保について、市長と協議すること。 2　事業者は、地下施設を伴う建築物を建設するときは、集中豪雨時等の対策について、市長と協議すること。
２５	町会加入の促進	1　事業者は、住宅系の建設事業を行うときは、入居者に町会加入を勧めること。 2　事業者は、店舗、工場、倉庫及びその他これらに類する建築物を建設するときは、その占有者に賛助会員として町会加入を勧めること。 3　事業者は、前２項の町会加入を勧めるに当たり、町会加入促進パンフレットを配布すること。
２６	小中学校の受入状況及び児童生徒の安全対策	1　事業者は、物件概要及び入居予定者に係る情報を教育委員会に提供し、児童及び生徒の増加に伴う小中学校の受入状況について、教育委員会と協議すること。 2　事業者は、工事関係車両の出入口が小中学校の通学路に当たるときは、児童及び生徒の安全対策について、教育委員会と協議すること。
２７	学童保育室等の設置及び情報提供	事業者は、住宅系の建設事業（計画戸数が３００戸以上の場合に限る。）を行うときは、物件概要及び入居予定者に係る情報を市長に提供し、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第６条の３第２項に規定する放課後児童健全育成事業を行う学童保育室又は青少年が放課後を安全に過ごすための居場所の設置について、市長と協議すること。

２８	保育施設の設置及び情報提供	１　事業者は、住宅系の建設事業（計画戸数が１００戸以上の場合に限る。）を行うときは、物件概要及び入居予定者に係る情報を市長に提供すること。 ２　事業者は、住宅系の建設事業（計画戸数が３００戸以上の場合に限る。）を行うときは、就学前の子どもを対象とする保育施設の設置について、市長と協議すること。
２９	その他法令等の遵守	事業者は、宅地開発事業等を行うに当たり、その他法令等の規定を遵守するよう、市長と協議すること。

平成２８年６月３日提出

戸田市長　神　保　国　男

議案第６４号

戸田市空家等対策審査会条例

（設置）

第１条　空家等対策の推進に関する特別措置法（平成２６年法律第１２７号。以下「法」という。）の適正かつ円滑な運用を図るため、市長の諮問に応じて答申する附属機関として、戸田市空家等対策審査会（以下「審査会」という。）を置く。

（所掌事務）

第２条　審査会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1)　市内に存する空家等（法第２条第１項に規定する空家等をいう。）が同条第２項に規定する状態にあるか否かを審査すること。

(2)　法第１４条第１項又は第２項の規定により市長がしようとする助言、指導又は勧告について意見を述べること。

(3)　法第１４条第３項の規定により市長がしようとする命令について意見を述べること。

(4)　法第１４条第９項の規定により行政代執行法（昭和２３年法律第４３号）の定めるところに従い、市長が自らしようとし、又は第三者をしてさせようとする行為について意見を述べること。

(5)　法第１４条第１０項の規定により市長が自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせようとする措置について意見を述べること。

(6)　その他法の適正かつ円滑な運用を図るため、市長が必要と認める事項

（組織）

第３条　審査会は、委員５人以内をもって組織する。

２　委員は、学識経験を有する者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。

（任期）

第４条　委員の任期は、２年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長）

第５条　審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

２　会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

３　会長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員

がその職務を代理する。

（会議）

第６条　審査会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

２　会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

３　会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

４　会長は、必要があると認めたときは、委員以外の者に対し会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

５　会議は、非公開とする。

（守秘義務）

第７条　委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（庶務）

第８条　審査会の庶務は、都市整備部まちづくり推進課において処理する。

（委任）

第９条　この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附　則

この条例は、平成２８年７月１日から施行する。

平成２８年６月３日提出

戸田市長　神　保　国　男

議案第６５号

戸田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

戸田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成２７年条例第３１号）の一部を次のように改正する。

別表第１中８の項を９の項とし、７の項の次に次のように加える。

８　市長	介護保険サービスに係る利用者特例助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの

別表第１に次のように加える。

１０　教育委員会	奨学資金の貸付けに関する事務であって規則で定めるもの
１１　教育委員会	入学準備金の貸付けに関する事務であって規則で定めるもの
１２　教育委員会	特別支援教育就学奨励費に関する事務であって規則で定めるもの

別表第２の１の項中「又はその算定の基礎となる事項」を「、その算定の基礎となる事項又はその徴収」に改め、同表中１２の項を１３の項とし、９の項から１１の項まで１項ずつ繰り下げ、同表の８の項中「介護保険法（平成９年法律第１２３号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報」を「介護保険給付等関係情報」に改め、同表の８の項を同表の９の項とし、同表の７の項の次に次のように加える。

８　市長	介護保険サービスに係る利用者特例助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		介護保険法（平成９年法律第１２３号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報（以下「介護保険

		給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの

別表第３に次のように加える。

５　教育委員会	奨学資金の貸付けに関する事務であって規則で定めるもの	市長	地方税関係情報であって規則で定めるもの
			住民票関係情報であって規則で定めるもの
６　教育委員会	入学準備金の貸付けに関する事務であって規則で定めるもの	市長	地方税関係情報であって規則で定めるもの
			住民票関係情報であって規則で定めるもの
７　教育委員会	特別支援教育就学奨励費に関する事務であって規則で定めるもの	市長	地方税関係情報であって規則で定めるもの
			住民票関係情報であって規則で定めるもの

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成２９年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

（準備行為）

２　この条例の施行日前であっても、改正後の戸田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の実施のために必要な準備行為を行うことができる。

平成２８年６月３日提出

戸田市長　神　保　国　男

議案第６６号

戸田市特別職の職員で非常勤の者等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

戸田市特別職の職員で非常勤の者等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和３１年条例第１１号）の一部を次のように改正する。

第２条中第５８号を第６０号とし、第５７号の次に次の２号を加える。

(58)　外部評価委員会委員

(59)　空家等対策審査会委員

別表第１中５８の項を６０の項とし、５７の項の次に次のように加える。

５８	外部評価委員会	委員長 副委員長 委員	日額	１２，０００ １１，５００ １１，０００
５９	空家等対策審査会	会長 委員	日額	１２，０００ １１，０００

附　則

この条例は、平成２８年７月１日から施行する。

平成２８年６月３日提出

戸田市長　神　保　国　男

議案第６７号

戸田市税条例等の一部を改正する条例

（戸田市税条例の一部改正）

第１条　戸田市税条例（昭和３５年条例第１号）の一部を次のように改正する。

第９条中「及び第２号」を「、第２号及び第５号」に、「当該各号」を「第１号から第４号まで」に改め、「掲げる期間」の次に「並びに第５号及び第６号に定める日までの期間」を加え、同条第２号中「第３４条第１項の申告書（法第３２１条の８第１項、第２項、第４項又は第１９項の規定による申告書に限る。）、」を削り、同条第３号中「第３４条第１項の申告書（法第３２１条の８第２２項及び第２３項の申告書を除く。）、」を削り、同条に次の２号を加える。

(5)　第３４条第１項の申告書（法第３２１条の８第１項、第２項、第４項又は第１９項の規定による申告書に限る。）に係る税額（次号に掲げるものを除く。）　当該税額に係る納期限の翌日から１月を経過する日

(6)　第３４条第１項の申告書（法第３２１条の８第２２項及び第２３項の申告書を除く。）でその提出期限後に提出したものに係る税額　当該提出した日又はその日の翌日から１月を経過する日

第２０条の４中「１００分の１２．１」を「１００分の８．４」に改める。

第２０条の５の２第１項中「１２．１分の２．４」を「８．４分の２．４」に改める。

第２９条第１項中「規定によって」を「規定により」に、「においては、すでに」を「には、既に」に、「次項」を「この条」に、「総称する」を「いう」に改め、同条第２項中「次項」の次に「及び第４項」を加え、同条第３項中「から第１項」を「から同項」に改め、同条に次の１項を加える。

４　第２項の場合において、所得税の納税義務者が修正申告書を提出し、又は国の税務官署が所得税の更正（納付すべき税額を増加させるものに限り、これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）をしたとき（国の税務官署が所得税の更正（納付すべき税額を減少させるものに限り、これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）をしたことに基因して、第１項の規定によりその賦課した税額が減少した後に、その賦課した税額が増加したときに限る。）は、その追徴すべき不足税額（当該減額更正前に賦課した税額から当該減額更正に基因して変

更した税額を控除した金額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。以下この項において同じ。）については、次に掲げる期間（令第４８条の９の９第４項各号に掲げる市民税にあっては、第１号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1)　第２６条の各納期限の翌日から当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間

(2)　当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日（当該減額更正が更正の請求に基づくものである場合には、同日の翌日から起算して１年を経過する日）の翌日から増額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間

第３４条第３項及び第４項中「の申告書」を「に規定する申告書」に、「場合で」を「場合において、」に改め、同条第６項を同条第７項とし、同条第５項を同条第６項とし、同条第４項の次に次の１項を加える。

５　第３項の場合において、法第３２１条の８第２２項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があったとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第１項、第２項、第４項又は第１９項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第３２１条の１１第１項又は第３項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第４８条の１６の２第３項に規定する市民税にあっては、第１号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1)　当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限）の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間

(2)　当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づく

もの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して１年を経過する日）の翌日から当該修正申告書を提出した日（法第３２１条の８第２３項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限）までの期間

第３５条第１項中「不足額」を「不足税額」に改め、同条第２項中「についても」を「がある場合には」に、「によるものとする。なお」を「とし」に、「ときは、」を「場合には」に改め、同条第３項中「の申告書」を「に規定する申告書」に、「場合にあっては」を「場合には」に改め、「受けたこと」の次に「。次項第２号において同じ。」を加え、同条に次の１項を加える。

４　第２項の場合において、法第３２１条の８第２２項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があったとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第１項、第２項、第４項又は第１９項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が提出した修正申告書に係る市民税又は令第４８条の１５の５第３項に規定する市民税にあっては、第１号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1)　当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限）の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間

(2)　当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して１年を経過する日）の翌日から当該修正申告書に係る更正の通知をした日までの

期間

第４３条中「又は第１２号」を「、第１２号又は第１６号」に改める。

第１０１条第２項中「第２３項、第２４項」を「第２２項から第２４項まで」に、「又は第３０項から第３３項まで」を「から第３１項まで、第３３項又は第３４項」に改める。

附則第４条を次のように改める。

（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）

第４条　平成３０年度から平成３４年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第４条の４第３項の規定に該当する場合における第２０条の２の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第１項」とあるのは「同条第１項（第２号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第４条の４第３項の規定により読み替えて適用される法第３１４条の２第１項（第２号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。

附則第８条の２第４項中「附則第１５条第２項第６号」を「附則第１５条第２項第７号」に改め、同条第１１項を同条第１８項とし、同条第１０項を同条第１６項とし、同項の次に次の１項を加える。

１７　法附則第１５条第４２項に規定する市町村の条例で定める割合は、５分の４とする。

附則第８条の２中第９項を第１５項とし、第８項を第９項とし、同項の次に次の５項を加える。

１０　法附則第１５条第３３項第１号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、２分の１とする。

１１　法附則第１５条第３３項第１号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、２分の１とする。

１２　法附則第１５条第３３項第２号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、２分の１とする。

１３　法附則第１５条第３３項第２号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、２分の１とする。

１４　法附則第１５条第３３項第２号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、２分の１とする。

附則第８条の２中第７項を第８項とし、第６項の次に次の１項を加える。

7　法附則第１５条第２９項に規定する市町村の条例で定める割合は、２分の１とする。

附則第２８条中「若しくは第４２項」を「、第４２項若しくは第４５項」に、「第３０項から第３３項まで」を「第３４項」に改める。

（戸田市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第２条　戸田市税条例の一部を改正する条例（平成２７年条例第３６号）の一部を次のように改正する。

附則第６条第３項の表第８０条第１項の項中「の規定」を削り、同条第７項中「、新条例」を「、戸田市税条例」に、「掲げる新条例」を「掲げる同条例」に改め、同項の表第９条第３号の項中「第３４条第１項の申告書（法第３２１条の８第２２項及び第２３項の申告書を除く。）、」を削る。

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、平成２９年１月１日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1)　第１条中戸田市税条例第４３条及び第１０１条の改正規定、同条例附則第８条の２及び第２８条の改正規定並びに附則第３条及び第４条の規定　公布の日

(2)　第１条中戸田市税条例第２０条の４及び第２０条の５の２の改正規定並びに次条第３項の規定　平成２９年４月１日

(3)　第１条中戸田市税条例附則第４条の改正規定及び次条第２項の規定　平成３０年１月１日

（市民税に関する経過措置）

第２条　第１条の規定による改正後の戸田市税条例（以下「新条例」という。）第２９条第４項の規定は、施行日以後に新条例第２９条第２項に規定する納期限が到来する個人の市民税に係る延滞金について適用する。

２　新条例附則第４条の規定は、平成３０年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

３　新条例第２０条の４及び第２０条の５の２の規定は、前条第２号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民

税については、なお従前の例による。

4　新条例第３４条第５項及び第３５条第４項の規定は、施行日以後に新条例第３４条第３項又は第３５条第２項に規定する納期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。

（固定資産税に関する経過措置）

第３条　別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成２８年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成２７年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2　新条例附則第８条の２第７項の規定は、平成２８年４月１日以後に新たに取得され、又は改良された地方税法等の一部を改正する等の法律（平成２８年法律第１３号）第１条の規定による改正後の地方税法（昭和２５年法律第２２６号。以下「新法」という。）附則第１５条第２９項に規定する償却資産に対して課する平成２９年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

3　新条例附則第８条の２第１０項の規定は、平成２８年４月１日以後に新たに取得された新法附則第１５条第３３項第１号イに規定する設備に対して課する平成２９年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

4　新条例附則第８条の２第１１項の規定は、平成２８年４月１日以後に新たに取得された新法附則第１５条第３３項第１号ロに規定する設備に対して課する平成２９年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

5　新条例附則第８条の２第１２項の規定は、平成２８年４月１日以後に新たに取得された新法附則第１５条第３３項第２号イに規定する設備に対して課する平成２９年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

6　新条例附則第８条の２第１３項の規定は、平成２８年４月１日以後に新たに取得された新法附則第１５条第３３項第２号ロに規定する設備に対して課する平成２９年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

7　新条例附則第８条の２第１４項の規定は、平成２８年４月１日以後に新たに取得された新法附則第１５条第３３項第２号ハに規定する設備に対して課する平成２９年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

8　新条例附則第８条の２第１７項の規定は、平成２８年４月１日以後に新たに取得された新法附則第１５条第４２項に規定する家屋及び償却資産に対して課する平成２９年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

（都市計画税に関する経過措置）

第４条　別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成２８年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成２７年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

２　新条例附則第８条の２第１７項の規定は、平成２８年４月１日以後に新たに取得された新法附則第１５条第４２項に規定する家屋に対して課する平成２９年度以後の年度分の都市計画税について適用する。

平成２８年６月３日提出

戸田市長　神　保　国　男

議案第６８号

戸田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

戸田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年条例第２３号）の一部を次のように改正する。

第２８条第７号イの表及び第４３条第８号イの表中「外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第３項第１号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができると認められるものに限る。）を有する付室」を「付室（階段室が同条第３項第２号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）」に、「同条第３項第２号、第３号及び第９号」を「同条第３項第３号、第４号及び第１０号」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

平成２８年６月３日提出

戸田市長　神　保　国　男

議案第６９号

戸田市子どものための教育・保育給付に関する条例の一部を改正する条例

戸田市子どものための教育・保育給付に関する条例（平成２７年条例第１号）の一部を次のように改正する。

別表備考第６項を次のように改める。

６　保育料の軽減等に関し必要な事項は、規則で定める。

別表備考中第７項を削り、第８項を第７項とする。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行し、改正後の戸田市子どものための教育・保育給付に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成２８年４月１日から適用する。

（経過措置）

２　改正後の条例の規定は、平成２８年度以後の年度分の保育料について適用し、平成２７年度分までの保育料については、なお従前の例による。

平成２８年６月３日提出

戸田市長　神　保　国　男

議案第７０号

戸田市立介護老人保健施設条例の一部を改正する条例

戸田市立介護老人保健施設条例（平成１２年条例第１４号）の一部を次のように改正する。

第１条及び第５条中「第８条第２５項」を「第８条第２８項」に改める。

第８条中「６０人」を「８０人」に改める。

第２２条中「第８条の２第８項」を「第８条の２第６項」に改める。

第２６条中「第５６１条において準用する県条例第５３８条」を「第５５６条の２」に改める。

第２８条中「第８条の２第１０項」を「第８条の２第８項」に改める。

附　則

この条例は、平成２８年７月１日から施行する。

平成２８年６月３日提出

戸田市長　神　保　国　男

議案第７１号

戸田市奨学資金条例等の一部を改正する条例

（戸田市奨学資金条例の一部改正）

第１条　戸田市奨学資金条例（昭和４０年条例第１６号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項第３号中「高等学校」の次に「、中等教育学校の後期課程」を、「許可された者」の次に「又は在学している者」を加える。

第３条第１項の表中

「

高等学校 高等専門学校（第１学年から第３学年まで） 専修学校（高等課程）

」

を

「

高等学校 中等教育学校の後期課程 高等専門学校（第１学年から第３学年まで） 専修学校（高等課程）

に改める。

（職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正）

第２条　職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成７年条例第１６号）の一部を次のように改正する。

第８条の３第１項第２号中「小学校」の次に「、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部」を加える。

（戸田市地域交流センター条例の一部改正）

第３条　戸田市地域交流センター条例（平成２６年条例第２２号）の一部を次のように改正する。

別表第１備考中「第１条に規定する中学校及び高等学校」を「に規定する中学校、義務教育学校の後期課程、高等学校、中等教育学校並びに特別支援

学校の中学部及び高等部」に改める。

（戸田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第４条　戸田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年条例第２６号）の一部を次のように改正する。

第１１条第３項第４号中「中学校」の次に「、義務教育学校」を加える。

（戸田市立少年自然の家条例の一部改正）

第５条　戸田市立少年自然の家条例（昭和４９年条例第５４号）の一部を次のように改正する。

第５条第１号中「中学校」の次に「、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部（以下これらを「小・中学校」という。）」を加え、「及び生徒並びに」を「又は生徒及び」に改め、同条第２号中「小学校、中学校」を「小・中学校」に改める。

別表中「及び」を「又は」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

平成２８年６月３日提出

戸田市長　神　保　国　男

議案第７２号

戸田市いじめ問題調査委員会条例の一部を改正する条例

戸田市いじめ問題調査委員会条例（平成２６年条例第１５号）の一部を次のように改正する。

第２条を次のように改める。

（所掌事項）

第２条　調査委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1)　法第２８条第１項に規定する重大事態が発生した際の調査、その再発防止に資する対応策の審議等に関すること。

(2)　前号に掲げるもののほか、戸田市立の学校に在籍する児童又は生徒に自殺等の事案が発生した際の調査、その再発防止に資する対応策の審議等に関すること。

第３条第２項第４号を次のように改める。

(4)　心理、福祉等に関する専門的知識及び経験を有する者

第６条第５項を次のように改める。

５　会議は、公開とする。ただし、個人情報に関する配慮その他会議を公開しないことにつき合理的理由がある場合又は調査委員会において特に公開しない旨の議決をした場合には、会議を公開しないことができる。

第８条を第９条とし、第７条を第８条とし、第６条の次に次の１条を加える。

（守秘義務）

第７条　委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

平成２８年６月３日提出

戸田市長　神　保　国　男

議案第７３号

調停の申立て等について

次のとおり調停の申立て等をすることについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第１２号の規定により議会の議決を求める。

１　調停の申立ての相手方

住　所　　（略）

氏　名　　（略）

２　申立ての趣旨

相手方に対し、相手方が占有している次の市有地の明渡し及び当該市有地に存する建物収去を求める。

所　在　　（略）

地　積　　（略）

建　物　　（略）

３　申立ての理由

相手方に長年にわたって当該市有地の明渡しを求めてきたが、相手方の主張と隔たりがあるため、調停手続により解決を図るものである。

４　申立て後の方針等

(1)　代理人弁護士を選任し、調停を遂行する。

(2)　この調停において必要があるときは、適当と認める条件で相手方と和解することができる。

(3)　この調停において目的を達することができないときは、本案訴訟を提起することができる。

平成２８年６月３日提出

戸田市長　神　保　国　男